

平成 30 年 9 月 27 日

各位

株式会社 十六銀行

「じゅうろく後見支援預金」の取扱開始について

株式会社十六銀行（頭取 村瀬幸雄）は、平成 30 年 10 月 1 日(月)より、後見制度を利用される方を対象とした「じゅうろく後見支援預金」の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。後見支援預金の取扱いは、東海三県の金融機関で初めてとなります。

後見支援預金は、後見制度を利用されるご本人さま（被後見人さま）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭について別管理するための預金口座です。この預金は、家庭裁判所の発行する「指示書」がなければ、口座開設ならびにお支払い、ご入金、解約など口座についてのすべてのお取引を行うことはできません。家庭裁判所の関与があることより、被後見人さまの財産について透明性の高い適切な管理ができるため、後見人さまの財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

今般「じゅうろく後見支援預金」をお取扱いすることにより、地域金融機関として後見制度の普及に貢献するとともに、引き続き地域の皆さまのニーズにお応えできるよう、新たな商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

平成 30 年 10 月 1 日(月)

2. 後見支援預金ご利用のイメージ



3. 商品概要

商品名	じゅうろく後見支援預金
対象となる預金	普通預金（決済専用型を除く） ※別途、「後見支援預金に係る専用口座取扱依頼書 兼 特約書」をご提出いただきます。
ご利用いただける方	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方
ご利用期間	期間の定めはありません。
口座開設方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき口座開設いただけます。
お預入方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預入れいただけます。 ※お預入れの都度、「指示書」のご提出が必要となります。
お引出方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお引出しいただけます。 ※お引出しの都度、「指示書」のご提出が必要となります。
適用金利	弊行が店頭に表示する普通預金の利率
キャッシュカード	発行できません。
口座振替	ご利用いただけません。 ※ただし、定期交付金支払についての「じゅうろく定額自動送金サービス」に限りご利用いただけます。
契約の終了	以下の(1)～(5)のいずれかに該当した場合、契約は終了します。 (1)預金者が亡くなられた場合 (2)家庭裁判所交付の「指示書」に基づき解約する申し出があった場合 (3)成年後見制度の支援を受ける預金者について後見開始取消審判が確定した場合 (4)未成年後見制度の支援を受ける預金者が成年に達した場合（婚姻により成年に達したとみなされた場合） (5)預金者または後見人の責めに帰すべき事由により当行が終了すべきと判断した場合
口座開設手数料	10,800円(税込)
口座管理手数料	年間 3,240円(税込)（2年目以降）

4. 取扱店舗および管轄裁判所

本商品の取扱開始日以降、口座開設につきましては、取扱店が岐阜県内店舗、かつ管轄裁判所が岐阜家庭裁判所（本庁および各支部、各出張所）の場合のみとなります。

取扱店が愛知県および三重県内店舗となる場合、ならびに管轄裁判所が名古屋家庭裁判所（本庁および各支部）、津家庭裁判所（四日市支部のみ）となる場合につきましては、年内をめどに取扱いを開始する予定です。（なお、東京支店、大阪支店ならびに PLAZA JUROKU 各店での口座開設の取扱いとは予定しておりません。）

＜商品に関するお問い合わせ先(フリーダイヤル)＞ TEL 0120-50-8616

以上